

Dharma (dhamma, 法)・artha (attha, 義)・もの・こと ——仏典和訳の語彙体系の構築試論——

村 上 真 完

序—— artha の諸用例——

(a) インドには人生の目的 (puruṣārtha) として法 (dharma) と実利 (artha) と性愛 (kāma) との三部門 (tri-varga), またはこれらに解脱 (mokṣa) を加えた四部門 (caturvarga) があることは、周知のことである。解脱を論じるのは哲学であり、他には各々一群の經典や論典がある。古い例としては『ガウタマ法経』 (Gautama-dharma-sūtra, Ānand'āśrama-saṃskṛta-granth'āvali = ĀnSS.61, Poona 1966, p.64) に

能力に従って法と実利と性愛とによって、午前・日中・午後をば、無駄にしてはならぬ。しかし、それらの中で、法をより大事にするものであるがよい。(1.9.46-47)

とある。古い法経類や後の法典類の言う法とは、四姓にわたる社会的宗教的規範・法規 (王法・司法・身分法・贖罪法等) や義務であり、それらに従うのが善行であるという趣旨であるが、哲学から解脱をも含む (Mānava-dharma-sāstra)。三部門の中でどれがより善い (śreyas) のか、という問いには、法と実利、性愛と実利、法のみ、実利のみという四説があるが、「より善いのは三部門であると定まっている」(同 2.224) と結ばれる。

(b) マウルヤ朝初代王の宰相カウティリヤの作と伝えられる『実利論』 (Arthaśāstra) は、3 世紀頃に纏まったようである。これは実利を重んじ王政を守り繁栄を図るための内政・外交をめぐる権謀術数に詳しいが、巻頭には学問を論じ修養を語り、最終巻には論典の方法を纏めている。実利とは何か。巻初には「領地の獲得と守護とにつき (prthivyā lābhe pālaye ca) 先師達によって述べられ、大抵著された限りの諸実利論を一つに纏めてこの実利論が作られた」(1.1) とあり、また最終章の最初に「人々の生計が実利である (manuṣyāṇāṃ vṛttir arthaḥ)。人民のいる領地という意味である。その領地の獲得と守護との手段 (upāya) である論典が実利論である」(15.1-2) とある。つまり領主である王のための実利論で、経綸論というところであろう。実利と法と性愛との関係について、次のように実利を第一

とする。

法と実利とに反せずして性愛に従うがよい。快樂なしでいる勿れ。或いは相互に連なっている三部門に平等に〔従うがよい〕。何故なら法と実利と性愛の一つに従うと、それ自体と他の二を損じるからだ。実利のみが主要であるとカウティリヤは言う。何故なら法と性愛とも実利を根本とするからだ。(1.7.3-7)

法と実利と性愛とは実利の三部門 (artha-tri-varga) である。

その〔三の〕それぞれ前のものを獲得するのがより善い。

不利・不法・憂いとは不利益の三部門 (anartha-tri-varga) である。

その〔三の〕それぞれ前のものを阻止するのがより善い。(9.7.60-63)

実利は法を根本とするから、性愛を結果とするから、法と実利と性愛とは関連し合う。凡そ実利の成就是一切の利益の成就 (sarvārtha-siddhi) である。(9.7.81)

出家を中心とする仏教は性愛を含めて欲望を煩惱として退ける。しかし第一義 (=利益=涅槃) を追究することを目指すという。

(c) ヴァーツヤヤーナの作と伝える『性愛経』(Kāma-sūtra) は、訳著者岩本裕 [1949,1998] 『完訳カーマ・スートラ』(東洋文庫 628, 平凡社) によれば、『実利論』と同じ頃に出来たもののようである(『完訳カーマ・スートラ』序説)。これは巻頭に「法・実利・性愛に帰命」(1.1.1) と冠する。この三者は神格化されている。そして性愛を詳細に語った最後に、

この〔性愛の〕真実を知る者は、法・実利・性愛の中に、世間にある己の存立を守ろうとして、感官を制御する者となるのである。

そこでこれに通じ知り尽くした者は、法と実利とを観わたしながら、性愛を有し耽っても過度の欲情を本性とせず、成功するであろう。(7.2.58-59)

と結ぶ。出家仏教では性愛は禁断であろうが、西インドなどの仏教の窟院にも見られる男女像 (mithuna) は『性愛経』を思わせる。また後で見るように仏教の註釈家も法・実利・性愛の知識を有している。

(d) ミーマンサー派は、その経典 (Mīmāṃsā-sūtra, MS.) の最初に「〔ヴェーダを学習してから〕さて、これゆえ法(のり)の探求 (dharma-jijñāsā, 法を知ろうと願うこと)」を標榜し、「〔ヴェーダの〕教令によって示される (codanā-lakṣaṇa) 義 (artha, よきこと, 利益) が法である」(MS.1.1.1-2) という。註釈家シャバラ (Śabara) は、「その義(よきこと)は、人(魂)を至福に結び付ける (puruṣaṁ niḥśreyasena saṃyunakti)」, 大規模なソーマ祭 (jyoti-ṣṭoma) 等である (Fr.16¹¹. Fr. = Erich Frauwallner [1968], *Materialien zur Ältesten Erkenntnislehre der Karmamīmāṃsā, Veröffentlichungen der Kommission für Sprachen und Kulturen Süd-und Ostasiens* Heft 6, Österreichische Akademie der Wissenschaften, Wien)。[非

(226) Dharma (dhamma, 法)・artha (attha, 義)・もの・こと (村 上)

義 (an-artha, 無益, 害)」とは、「何でも衰亡に到るもので (pratyavāya), 鷹 (śyena), 金剛 (vajra), 矢 (iṣu) などである」(Fr.20¹²⁻¹⁴). ここに artha を義 (よきこと, 利益) というのは, いわば御利益というのに近いであろう. 「〔ヴェーダの〕教令によって示される」という限定は, 仏典には馴染まない. 「人(魂)を至福に結び付ける」とは, 生天を意味するか, 解脱の境地を指すか, この学派の理想の境である. ソーマ祭等は生天を齎す, 御利益がある. しかし鷹等の祭事は他者(仇)の殺害(呪殺?)を意図し, また自分も地獄に堕ちるなどの原因となるので, 義(よきこと, 利益)ではない. とまれ artha が義(よきこと, 福利, 御利益)である点が仏教に通じる.

(e) ヴァイシェシカ(勝論)派では, 実体 (dravya) とその実体に和合(内属)している性質 (guṇa, 属性, 徳) と運動 (karman, 業) とが artha (実物, 対象) と呼ばれる. それら三者に和合している普遍 (sāmānya, 同) と特殊 (viśeṣa, 異) と和合 (samavāya) とは, artha (実物, 対象) とは呼ばれないが, 前の三者とともに存在するという. 実体には性質と運動と普遍と特殊とが付属(内属)し, その内属している付属物が dharma (法, 属性) と呼ばれ, 内属を許し付属物(法)を有する基体=実物が, dharmīn (有法, 主体) と呼ばれる. また法は功德(善)でもある (*Word Index to the Praśastapādabhāṣya*, ed. Johannes Bronkhorst & Yves Ramseier, Motilal Banarsidass Publishers, Delhi 1994 参照). こういう見方はニヤーヤ派とも共通する.

仏教は実体(主体, 有法)中心の思考法ではなく, 主体に付属する属性(=主体を構成する諸属性, 法)の体系を創り上げるが, 上引のような artha (対象, 義, 利益)に触れるので, 諸学派の用語法にも関連する. 今は法(dharma)との関連を考えたい. dharma も artha も多義である. この両語に対応する邦語は, 何か「もの」や「こと」に違いない. しかも「もの」や「こと」も多様である. 原語でも日本語でも, 語の意味は文脈によって決定され易い. 文脈を離れて語意は確定し難い. よって原典における基本用語の語彙体系の整合的理解とともに, 和訳語においても語彙体系の整合性が求められる.

1. パーリ語 attha

上のような artha に相当するのがパーリ仏典では attha (又は atṭha) である. 今, 及川真介博士と共訳中の『長老偈註』(*Paramattha-dīpanī Theragāth'atṭhakathā* = ThA.I, II, III) に注目すべき用例がある. この著者(Dhammapāla, ダンマパーラ, 護法, 6世紀頃)の attha を巡る論述を見よう [村上・及川『仏弟子達のことば註——パラ

マッタ・ディーパニー——』(一)春秋社2013,(二),(三)近刊予定を①②③と略して訳文とその頁を付す。パーリ原典はPTS.版の他に、第六結集ビルマ版の電子版(=CSCD=Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM, <http://www.tipitaka.org/romn/>, 又は <http://www.vri.dhamma.org/general/dhammagiri.html>.^{Vii}と略)と照合した]。

(1) **attha** の大意: 五感と意によって知られ求められるもの・こと: 1. 意味, 意味内容, 意義, 義; 2. 対象, 感官の対象, 認識対象, 欲望の対象; 3. 目的, 目標, 理想; 4. 益, 利益, 実利, 実益, 要, 用, 必要, 役に立つこと, ため; 5. 実体, 事柄, よきこと・もの。

(2) 主な訳例 (**attha** は～と略し, ヶは反復を示す): I.2^{5,12}, 3⁷, 5^{1,3,4,14,30-2}, 6^{18,26}, 7^{4,6,22}, 8^{5,6,17,26,29}, 10⁴, 14¹, 15^{17,21,26,28,31,33}, ..., II.3^{15,26}, 6^{2,5}, 7²⁴, ..., III.3³⁰, 4¹⁰, 5¹⁵, 7^{8,10}, 10^{4,11}, 11¹⁷, ... [語・句・文章・文脈・節・章・本等の] 意味 ①5-7, 13-9, 21, 27, 30, ..., ②8, 13, 18, ..., ③8, 9, 11, 15, 16, 25, ... I.11³¹ 意味内容 ①22. II.14¹¹, 50¹⁵, 234² 目的 ②33, 107, 472. 96²¹, 186²⁹ 利益 201, 382. 210²⁹ 必要 429. *yesam ~o tahiṃ gacchatha nāriyo ... ~o ti payojanam* I.142¹⁹⁻²⁰ 誰でも [貴女達に] 用があるその方々の許に行きな, 女達よ…用とは必要 (目的) である ①313. *~e sampanne* II.210³¹ 必要が生じると ②430.

(3) 内容分類とその和訳: 1. 世間・出世間の意味 (義, 利益), 2. 自利・利他・第一の利 (義, 利益), 3. 現在 (現世)・将来 (来世)・第一の意義 (義, 利益)

1. *~n ti ... gāthāhi vuccamānam att'ūpanāyikam par'ūpanāyikam lokiya-lok'uttara-paṭisaṃyuttam ~m* I.18³⁴-19² 意味をとほ…諸々の偈によって言おうとしている, 自分に関する [と] 他人に関する世間・出世間に結びついた意味を [述べた] ①36.

2. *att'~'ādi-bhedam ~m aviparītato passanti ti ~dassino* I.41³⁻⁴ 自分の目的 (利益) などの類の目的を顛倒なく見る, というので目的を見る方々 ①80. *aviparīt'atthena vā param'~sa-bhāvattā ~m* I.41¹³ 或いは顛倒のない意味で第一義を本性とするから目的 (意義, 四諦, 滅諦) を […証得する] ①81. *attano ca paresaṇ ca ~m hitam vicintetum samattham* II.103¹⁹ 自分と他人との意義=利益を考察することが出来る [私] を ②215.

3. *ditṭha-dhammikam ~m* III.24²⁹ 現実 (現法: 心身の諸要素=法が見られた現実, 現世) の利益を [擲んで] ③53. *d.-dh.ika-samparāyikam ... ~m* I.103⁴ 現在と将来の利益を [失わせ] ①227. *d.-dh.ikam samparāyikam ... ~m* II.210⁶, III.116¹³ ヶ ②428, ③415. *d.-dh.ika-samparāyika-ppabhedena ~ena hitena saṃyuttam* III.25¹ 現在・将来の別がある意義=利益に結びついた ③53. *d.-dh.ika-samparāyika-param'~* I.106²⁴, II.122¹², 177^{23(Vii)}, 181¹⁶, 215¹⁴, 226²³, III.17²⁹ 現在と将来と最高 (第一) の意義 (義, 勝義, 利益) ①235, ②252, 363, 370, 439, 459, ③39. *d.-dh.ik'ādi-bheda~* II.19¹¹, 123³³, III.116¹³ 現在等 (現在・将来・[第一義]) の類の意義 (目的, 利益) を [聞こうと, 知る, 齎す] ②43, 255, ③255. *lokiya-lok'uttara-bhedam d.-dh.'ādi-vibhāgam dukkh' ādi-vibhāgaṇ ca ~m yathā-bhūtam pajānāti ca paṭivijjhati ca* II.19²⁹ また世間・出世間の類別ある現在 (現法, 現実, 現世) など (現世・来世・第一義) の区分があり, また苦など (苦・集・滅・道) の区分がある意義 (意味) を如実に知り, かつ洞察する ②44. *na ca ~to ti ... na tam d.-dh.ik'ādi-bheda-hita-nimittam dhammam desenti* III.80³ また利益のため [法を説か] ないとは, …現在などの類 (現

(228) Dharma (dhamma, 法)・artha (attha, 義)・もの・こと (村 上)

在・将来)の利のためには法を説かない ③177.

(4) 人生の目的: dhamma'~saṃhitam dhammato ~to ca anapetam etan ti kattabbam... ti-vagga' ~m anuyujjeyya III.24²⁰⁻²⁴ [在家者は]法と実利を具え, 法からも又実利からも離れずに, これを行うべし. …三部門(法と実利と性愛)の目的に専念するがよい ③52.

2. 対象(attha)は百の標相(līṅga)と特相(lakkhaṇa)とを有する

以上の中で意味の例が多く, 語(単語)の意味から句・文・文脈・節・章・本などの意味に及ぶ, ことばの意味であるが, 意味する事物をも指し, 意を含む感官の知の対象となる. その対象には多くの標相(目印, 名)等があるという難解な議論が, 一上座(Suhemanta)の詩節を巡って, 次のように始まる.

Sata-līṅgassa ~ssa, sata-lakkhaṇa-dhārino 対象が百の標相をもち百の特相を保つのに, ek'aṅga-dassī dum-medho, sata-dassī ca paṇḍito Th.106 愚者は一部を見, 又賢者は百を見る ①491-2.

1. 標相(目印, 名) Tattha sata-līṅgassā ti līṇam ~m gamenti ti līṅgāni, ~esu saddassa pavatti-nimittāni, tāni pana sataṃ anekāni līṅgāni etassā ti sata-līṅgo. Anek'~o hi idha sata-saddo, '[^{PTS}na tathā] sataṃ sahaṣṣan' ti-ādisu viya na saṅkhyā(^{PTS}saṅkhā)-vises'~o. tassa sata-līṅgassa I.p.226¹⁷⁻²¹ (^{Vri}) そこで <[対象が] 百の標相をもち>という[対象]には, 隠れ潜んでいる対象に導く(意味=内容を理解させる), という諸々の標相(目印)がある. 諸々の対象には語の働く諸々の徴表(pavatti-nimittāni, 表示の諸契機)がある. そしてそれらの百の多くの標相がこれ(対象)にはある, というので[対象は]百の標相をもつ. なぜならここで, 百という語は「多くの」意味を有するからである. 「そのように百も千もない」などという[文]におけるように, [百は]特定の数を意味するのではない. [対象が] その百の標相をもつのに[愚者はその一部を見, 又賢者は百を見る] ①492-3. [atthaの原意]~ssā ti ñeyyassa, ñeyyañ hi ñāṇena araṇīyato ~o ti vuccati I.p.226²²⁻²³ <対象が>とは, 知るべきものが[百の標相をもち, 百の特相を保つ]. なぜなら, 知るべきものは智によって近づかれるから対象(目的)と言われるからである ①493.

2. 標相の実例 So ca eko pi aneka-līṅgo, yathā “sakko purindado maghavā” ti, “paññā vijjā medhā ñāṇan” ti ca. Yena līṅgena pavatti-nimittena tāvatimsādhīpatimhi inda-saddo pavatto, na tena tattha sakk'ādi-saddā pavattā, atha kho aññena. Tathā yena sammā-ditṭhimhi paññā-saddo pavatto, na tena vijjādi-saddā. Tena vuttaṃ “sata-līṅgassa ~ssā” ti I.p.226²³⁻²⁸ 又その[対象]は一つであっても多くの標相(目印, 名)をもつ. 例えば[インドラ神が], 帝釈[天](Sakka), 城の破壊者, 恵みをもつ者といわれるように. また[智慧が] 慧(paññā), 明, 聡明, 智といわれるように. およそ或る標相によって=[語の]働く徴表(表示の契機)によって, 三十三天の王者という[意味]で天帝(インドラ)という語が働く(表示される pavatto)ならば, その[徴表(表示の契機)]では帝釈などという諸語が働かない(表示されない)からである. すると周知のように他の[標相]でも[同じである]. 同様にしておよそ正しい見解(正見)という[意味]において慧(paññā)という語が働く(表示される)ならば, その[徴表(表示の契機)]では明(明知)などという諸語が働か

ない（表示されない）。それで〈対象が百の標相をもつのに〔愚者はその一部を見、又賢者は百を見る〕〉と言われた①493。

3. 特相（特徴、定義）**Sata-lakkhaṇa-dhārino** ti aneka-lakkhaṇavato. Lakkhiyati etenā ti lakkhaṇam, paccaya-bhāvino ~ssa attano phalaṃ paṭicca paccaya-bhāvo, tena hi so ayaṃ imassa kāraṇaṃ ti lakkhiyati. So ca ekass'eva ~ssa aneka-ppabhedo (227) upalabbhati, ten'āha "sata-lakkhaṇa-dhārino" ti I.226²⁹-227¹ 〈百の特相を保つ〉とは、多くの特相をもつのに、〔その対象が〕これによって特徴付けられる（示される）、というのが特相（特徴づけるもの、定義）である。〔その特相が、その〕縁（助縁）を有すべき対象自体の結果によって縁（助縁）である¹⁾。なぜなら、それ（特相）によって「この〔対象〕が、この〔特相の〕原因である」と特徴付けられるからである。またその〔縁（助縁、特相）〕はただ一つの対象に多種類あると認められる。それで〈〔対象が〕百の特相を保つのに〉と言う①493-4。

Atha vā lakkhiyanti ti lakkhaṇāni, tassa tassa ~ssa lakkhaṇ' (^{vi}saṅkhatat') ādayo pakāra-viseso (^{vi}-ā). te pana ~to avatthā-visesā veditabbā. Te ca pana tesam aniccatādi-sāmañña-lakkhaṇam liṅganti (^{vi}-genti) nāpentī ti "liṅgāni" ti ca vuccanti. Tass'ime ākāra, yasmā ekassāpi ~ssa aneke upalabbhanti; tena vuttaṃ sata-liṅgassa atthassa, sata-lakkhaṇa-dhārino ti I.227¹⁻⁷ 或いはまた特徴付けられる、というので諸特相である。それぞれの対象の特相など (^{vi}〔心身の諸要素等〕が為作されたものであることなど) は、特殊な様態（あり方）である。それらは、しかし意味からすれば、特殊な諸状態であると知るがよい。しかし又、それら（対象の特殊な諸状態）は、それらが無常であることなどという一般的特相（sāmañña-lakkhaṇa）を特徴付け知らしめるというので、諸標相と言われる。その〔対象の〕これらの諸様相（あり方）は、一つの対象にも多くが認められる。それで〈対象が百の特相を保つのに〉と言う①494。

Ten'āha āyasmā dhamma-senāpati: "sabbe dhammā sabb'ākārena buddhassa bhagavato nānamukhe āpātham āgacchanti" (*Mahā-niddesa* = Nd¹.II, 451¹²⁻¹⁴) ti I.227⁷⁻¹⁰ それで尊者法將軍（舍利弗）は言う。「一切諸法が一切の様相（あり方）で仏世尊の智の門における認識領域に入る」と①494。

4. 一部を見る愚者の見方 **Ek'aṅga-dassī dummedho** ti evaṃ aneka-liṅge aneka-lakkhaṇe ~e yo tattha ek'aṅga-dassī aputhu-paññatāya eka-liṅga-mattaṃ eka-lakkhaṇa-mattañ ca disvā attanā diṭṭham eva "idam eva saccaṃ" ti abhinivissa "mogham aññaṃ" ti itaraṃ paṭikkhipati, hatthi-dassanaka-andhā viya ek'aṅga-gāhī **dummedho** duppañño tattha vijjamānānaṃ yeva pakāra-visesānaṃ ajānanato micchā abhinivisanato ca I.227¹¹⁻¹⁷ 〈愚者は〔その〕一部を見〉とは、このように多くの標相をもち多くの特相をもつ対象に対して、誰でもそこに一部を見る者は、智慧が多くないので、一つの標相だけと、一つの特相だけとを見る。それから自分が見たものだけが「これだけが真実である」と執著して、「他は虚妄である」と他を拒否する。象を〔撫でて〕みる盲人達のように、一部〔だけ〕を取る人は愚者で、智慧の鈍い者である。そこに諸々の存在しているものだけの諸々の特殊の種類を知らないからだ。また〔それらに〕間違って執著するからだ①494。

5. 賢者の見方 **Sata-dassī ca paṇḍito** ti paṇḍito pana tattha vijjamāne aneke pi pakāre attano

(230) Dharma (dhamma, 法)・artha (attha, 義)・もの・こと (村 上)

paññā-cakkhunā sabbaso passati. Yo vā tattha labbhamāne aneke paññā-cakkhunā attanā'pi passati, aññesam pi dasseti pakāseti, so paṇḍito vicakkhaṇo ~esu kusalo nāmā ti I.227¹⁸⁻²² 〈又賢者は百を見る〉とは、しかし賢者はそこに多くの種類があっても自分の智の眼によって全体的に見る。誰でもその人だけはそこに多くの〔種類〕が得られる時、智の眼によって自分で識別して見る。他の人々にもそれらを示し明らかにする者は、それが賢者で、明察の人で、諸々の対象について明るいという、と ①495.

3. attha の原意

〔意を含む感官の〕知によって対象 (attha) は知られるべき (ñeyya) ものであり、智 (知) によって近づかれる (ñānena araṇiya). つまり願い求められものである。思うに、それは有用で役に立つからであろう。これが attha の原意の如くである。

ここで知られるべきもの (こと) とは、感官の対象としては見・聞き・嗅ぎ・味わい・身で感じ・意 (心) で考え思うもの、即ち認識対象である。又対象は求められるものである。意によって考え思われるもの (こと) が法と呼ばれることは、古くより認識領域 (十二処=六内処・六外処) の体系において確定している。一般に広く求められる広義の対象と、意の対象である法とは違う。意の対象である法は広義の対象の中に含まれる。

対象の実例が天帝 (Inda) と慧 (paññā) と象である。慧は属性 (法) であるが、天帝や象は属性 (法) を有する基体・主体・実体 (有法) である。かくして広義の対象は、我々の身心の構成要素や属性 (= 諸法) を有する。属性 (法) も対象であるが、広義の対象は属性を有する基体 (主体, 有法) であって、基体は諸属性 (= 諸法) によって説明される。

語 (声) と意味を巡る議論は文法学派に多い。パタンジャリ (紀元前 2 世紀, *Mahābhāṣya*, ed. F. Kielhorn [1880-85], Osnabrück 1970, vol. I. pp.1, 6) は、語 (声) の意味を巡って実体・運動・性質・種 (ākṛti, 普遍) を示し、単語の意味に種 (普遍) と個物としての実体があると言う (村上真完 [1991] 『インド哲学概論』平楽寺書店 p.347f.). Th. 108 の作者はその頃の人かも知れない。註釈家護法は、^{ダンマパーラ}「明知が顕れ心が浮動しない人達の過去や未来の知は、直接知覚と異ならない」というバルトリハリ (5 世紀後半) の言 (*Vākyapadīya* = VP.I.37) を引く (*Dīghanikāy'atthakathā-ṭīkā* III. p.119¹³⁻¹⁴ ad D. xxix 27, 村上・及川前掲書①v-vi). VP. では語 (声) が「意味の働く原理 (artha-pravṛtti-tattva)」の根拠であり (I.13), 諸語 (声) の契機 (nimitta, 徴表) としての語と、意味=対象に用いられる語とがある (I.44) (赤松明彦 [1998] 『古典インドの言語哲学 1』東洋文庫 637, 平凡社, pp.47, 99 参照). VP. は語 (声) の方から論じるが、逆に意

味＝対象の方から述べると上引 2. のようになるであろう²⁾。

原始仏教は我々の身心の在りようを、その諸構成要素（属性、法）として、色（体内外で感じられるもの）・受（感受、感情）・想（観念、想念、概念）・行（心身の潜勢力）・識（認識知）の五種に数え、五つの〔執着となる〕集まり（五蘊、五取蘊）と呼ぶ。又は一切（認識領域）として、感官（眼・耳・鼻・舌・身）と意（以上、六根＝六感官、六内処＝内なる認識領域）とその対象（六境＝六外処＝外なる認識領域、すなわち色・声・香・味・触＝身体で感じられる性質・法＝意で考えられるもの）との十二種の認識領域（十二処）、又はこれに六感官の知（六識）をも加えた十八種の認識要素（十八界）を列挙する。これらだけが一切、つまり我々各自の世界である。それは個人的な主観的な内的な世界であるが、外的な客観的な世界ではない。それらは、それぞれ法（dhamma）と呼ばれる。それら諸法によって仏の教えとしての法（教法）が説き示される。それら諸法のどれも、無常であり、苦であり、私のものでもなく、私の自我でもない、繰り返し説かれている。又この他に修行に関する多くの法が説かれる。

後（部派仏教）には、心（意、識）に付随する諸々の機能や作用等（心所法, caitta, caitasika 等）が法に加えられ、法（属性）の一覧表が各部派において作られ議論される。それら諸法によって仏法（教法）が説かれ解釈される。

しかし attha（対象）は法の一覧表にはない。先に見たように（序 (e)）、attha（対象）は法（属性）を有する主体（有法）＝実体＝実物と見る諸学派もあった。その様な哲学では上に見たような諸法（心身の諸属性）を有する主体は私で、自我であろう。が、仏教は自我を言わない建前である。ここも我には言及しない。にも拘らず対象（attha）が百の標相（目印、名）を有し百の特相（特徴、定義）を保つと述べて、多くの諸法（属性）を有する主体（基体）を示し、物事を全体的に知るのが賢者であると言う。そして他方、「そこに一部を見る者は、智慧が多くないので、一つの標相だけと、一つの特相だけとを見る。そして自分が見たものだけが真実であると執著し、他は虚妄であると言って他を拒否する」といい、象の一部分だけを撫でてみて所見を述べる全盲達に喩える。

これは生来の全盲達を集めて、象の一部だけに触らせてから、「象はどうだ」と問うと、各人別様に答えて言い争ったという喩え話である（*Udāna* 6.4, *Paramatthajotikā* = Pj.II.p.529, 支謙訳『義足經』卷上「鏡面王經」T.4.178b）。この象は対象（有法＝主体）であるが法（属性）ではない。象の法（属性）は目明きには象の色（姿、全

(232) Dharma (dhamma, 法)・artha (attha, 義)・もの・こと (村 上)

体像)であり、全盲達には触感(所触, 感触)である。全盲は対象の一部を見る愚者に喩えられる。賢者は部分的な一つの法(属性)ではなく広く対象を全体的に見るという。また「一切諸法が一切の様相で世尊の智の門における認識領域に入る」というが、知るべき種々全ての対象(attha)も仏知の中で働く(Nd¹.II.451¹⁴⁻²⁰)ともいう。知るべき対象はその属性(法)よりも広義であり客観の領分を含む実体や実物である。それは目明きが見る光景(色法)だけでも、全盲達が感じる感触(所触法)だけでもない。そんな諸法(属性)はその基体(主体, 有法)の一部である。対象(有法)を全体的に知れというのである³⁾。

4. 結び

その対象(attha, 求められるもの)は、客観をも含み、願い求められる実体、実物、財物であるが、単に実利や財富だけではなく、もちろん、意味、義、意義でもあり、現世及び将来(来世)における意義、つまり利益(現世の幸や来世の福)を示して下さる仏の教えの御利益であり、そしてその教えを実践する者に期待される利益であり功德である。その御利益の最上のもの(=第一義=利益)が悟りの境地であり、完全な安らぎ(涅槃)である。それは最終的には輪廻生死を離れた入滅(死)に帰する。仏弟子達は皆、煩惱を滅して悟り阿羅漢となり最後に入滅したことを、この註釈は繰り返し語る。未来に関する顧慮や願望は全くないのである。

1) 結果を縁とするというのは、基体(有法)を因とし性質等(法)を結果と見るのであろう。

2) ここの pravṛtti, nimitta を 2. の 1 と 2 の pavatti-nimitta と通じると解した。

なお筆者は、上記のバルトリハリの VP. の解釈については、日本印度学仏教学会第 64 回学術大会パネル発表 A「インド哲学における〈存在〉をめぐる議論の諸相」(2013 年 9 月 1 日)において、小川英世教授の発表「意味と存在」に多く触発された。

3) パーリ原典の略号は、村上・及川 [2013]『仏弟子達のことば註』(一)(春秋社)の凡例に倣い、PTS. 版を主とする。

〈キーワード〉 dharma (dhamma), artha (attha), 法, 利益, 義

(東北大学名誉教授, 文学博士)